

登録商標「LOG」無効審決取消請求事件：知財高裁平成30(行ケ)10143・平成31年2月27日(1部)判決<請求認容/審決取消>

【キーワード】

商標法3条1項3号(役務の質又は提供の用に係るものの普通表示), ログハウス

【主 文】

- 1 特許庁が無効2018-890001号事件について平成30年8月31日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(株式会社9GATES)は, 以下の商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である(甲1, 2, 16)。

登録番号: 登録第5890540号

商標の構成: LOG(標準文字)

出願年月日: 平成28年5月18日

査定年月日: 平成28年10月7日

登録年月日: 平成28年10月21日

指定役務: 第36類「建物の貸借の代理又は媒介, 建物の貸与, 建物の売買, 建物の売買の代理又は媒介」及び第37類「建設工事, 建築工事に関する助言」(以下, 併せて「本件役務」という。)を含む。

(2) 原告(株式会社アールシーコア)は, 平成29年12月27日, 本件商標登録のうち, 本件役務を指定役務とする部分について, 商標登録無効審判を請求した。

(3) 特許庁は, 原告の請求を無効2018-890001号事件として審理し, 平成30年8月31日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし, その謄本は, 同年9月10日, 原告に送達された。

(4) 原告は, 平成30年10月10日, 本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は, 別紙審決書(写し)のとおりである。要するに, 本件商標は, 商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当しない, というものである。

3 取消事由

- (1) 商標法3条1項3号該当性判断の誤り(取消事由1)

(2) 商標法4条1項16号該当性判断の誤り（取消事由2）

【判 断】

1 取消事由1（商標法3条1項3号該当性判断の誤り）について

(1) 商標法3条1項3号について

商標登録出願に係る商標が、商標法3条1項3号にいう「役務の…質，提供の用に供する物…を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、需要者又は取引者によって、当該商標が、当該指定役務の質又は提供の用に供する物を表示するものであろう、と一般に認識され得ることをもって足りるというべきである。

そこで、本件商標の査定時において、本件商標が、本件役務の需要者又は取引者によって、本件役務の質又は提供の用に供する物を表示するものであろうと一般に認識され得るか否かについて検討する。

(2) 「LOG」の使用状況

ア 役務の主体を表示するものとしての使用

証拠（各項末尾掲載のもの）によれば、本件商標の査定日以前において、次のとおり、役務を提供する主体の名称の一部に、「LOG」が使用されていたことが認められる。

(ア) ログハウス、ログキャビンなどの丸太で構成される建物ないし丸太風の壁材で構成される建物（以下「丸太で構成される建物等」ということがある。）の設計をする会社が、自社を紹介するために、「LOG HEART `S KURODA」，「NAGANO LOG HOUSE」との表示を使用している（甲26，186）。

(イ) 丸太で構成される建物等の建築会社が、自社を紹介するために、「MUTSUMI LOG CABIN」，「LOGRAF」，「LOGK10」，「ANA-LOG」，「LOG TRUST」との表示を使用している（甲32，42，55，58，186，243の6，249）。

(ウ) 丸太で構成される建物等の販売会社が、自社を紹介するために、「LOG TRUST」，「LOG HEY」，「Scand LOG」，「WHITE BIRD LOG HOUSE」との表示を使用している（甲27，39，170，183）。

イ 役務の客体を表示するものとしての使用

証拠（各項末尾掲載のもの）によれば、本件商標の査定日以前において、次のとおり、役務の提供の用に供する物の名称の一部に、「LOG」が使用されていたことが認められる。

(ア) 丸太で構成される建物からなる宿泊施設名につき、「LOGHOTEL THE MAPLE LODGE」，「LOG COTTAGE TOMATO」と表示され、丸太風の壁材で構成される賃貸物件の名称につき、「F-LOG エフログ 幹」と表示されている（甲67，111の1，269）。

- (イ) 丸太で構成される建物を紹介する書籍の名称につき、「LOG HOUSE MAGAZINE」と表示されている(甲170~172)。
- (ウ) 丸太で構成される建物のブランド名につき、「G-LOG」、「COUNTRY LOG HOUSE」、「FINECUT LOG HOUSE」、「WEEKEND LOG HOUSE」、「ECO・LOG」と表示されている(甲200, 203, 204, 251, 255, 258)。
- (エ) 丸太で構成される建物からなる施設名につき、「LOG ROAD DAIKANYAMA」と表示されている(甲245の1, 253)。

ウ 複合語としての使用

証拠(各項末尾掲載のもの)によれば、本件商標の査定日以前において、次のとおり、「LOG」が他の言語と組み合わせあって、使用されていたことが認められる。

- (ア) 雑誌に、丸太で構成される建物について、「LOG HOUSE」と表示されている(甲186, 188, 192)。
- (イ) 雑誌に、丸太で構成される小さな建物について、「MINI LOG」、「LOGの小屋」と表示されている(甲180, 183, 185, 202)。
- (ウ) 雑誌に、丸太で構成される外国に所在する古い建物について、「THIS OLD LOG」と表示されている(甲170)。
- (エ) 雑誌に、丸太で構成される建物の組立材料について、「LOG KIT」と表示されている(甲180)。
- (オ) 雑誌に、丸太で構成される建物における生活様式について、「LOG LIFE」と表示されている(甲186, 200)。
- (カ) 雑誌に、丸太で構成される建物の画像及び「ゆっくりとした時間が流れます」の文字とともに、「SLOW LOG LIFE」と表示されている(甲195)。

エ 単独使用

証拠(甲179)によれば、本件役務に関する分野において、本件商標の査定日以前において、丸太風の壁材で構成される建物に関するものであることを表示するために、「LOG」のみが単独で使用されていたことが認められる。

オ 以上によれば、本件役務に関する分野では、本件商標の査定日以前において、役務の提供の用に供する物の内容について、それが丸太で構成される建物等であることを表示するために、その役務の主体や客体の名称の一部に、「LOG」が数多く使用されるとともに、丸太で構成される建物等に関するものであることを表示するために、「LOG」が他の単語と組み合わせあって又は単独で、数多く使用されていたといえることができる。

(3) 「Log」「log」の使用状況

ア 本件商標との相違

「LOG」と「Log」「log」とは、大文字の欧文字で表記されている

か、小文字の欧文字で表記されているかの相違しかなく、同一の称呼及び観念を生じ、社会通念上同一の商標と認められる。

なお、「LOG」は大文字の欧文字であるから、被告が主張するように、単語の頭文字を並べる略語であると認識され得るものである。しかし、本件役務の需要者又は取引者において、「LOG」がどのような意味を示す略語であるかを示す証拠はない。したがって、本件役務の需要者又は取引者が、「LOG」をもって、「Log」「log」とは全く異なる意味を有すると認識することはないというべきである。

イ 役務の主体を表示するものとしての使用

証拠（各項末尾掲載のもの）によれば、本件商標の査定日以前において、次のとおり、役務を提供する主体の名称の一部に、「Log」「log」が使用されていたことが認められる。

(ア) 丸太で構成される建物等の設計をする会社が、自社を紹介するために、「Deer Log Homes」との表示を使用している（甲18）。

(イ) 丸太で構成される建物等の建築会社が、自社を紹介するために、「kitakaruiizawa logkobo」、「YOUNG LEAVES Log Home」、「ISHINO Log-Craft CLUB」、「Log & Country」、「Boot Camp LogBase Yonehara」、「Highland Log Builders LTD.」、「Canadian Walden Log House」、「Log Cabin Homes社」との表示を使用している（甲33、37、48、170、172、187、193、252）。

(ウ) 丸太で構成される建物等の販売会社が、自社を紹介するために、「Canadian Log Building」、「herb&log Suomi」との表示を使用している（甲23、54）。

ウ 役務の客体を表示するものとしての使用

証拠（各項末尾掲載のもの）によれば、本件商標の査定日以前において、次のとおり、役務の提供の用に供する物の名称の一部に、「Log」「log」が使用されていたことが認められる。

(ア) 丸太で構成される建物からなる宿泊施設名につき、「Rental Log Cottage West Village」と表示されている（甲124）。

(イ) 丸太で構成される建物等を紹介する書籍の名称につき、「Log Home」、「Log&Living」と表示されている（甲167、257）。

(ウ) 丸太で構成される建物のブランド名につき、「Finland Modern Log」、「e-log」、「e-Log」と表示されている（甲189、247、256）。

エ 複合語としての使用

証拠（甲195）によれば、本件商標の査定日以前において、雑誌に、丸太で構成される建物等における生活様式について、「Log&Living」と表示されていたことが認められる。

オ 以上によれば、本件役務に関する分野では、本件商標の査定日以前において、役務の提供の用に供する物の内容について、それが丸太で構成される建物等であることを表示するために、その役務の主体や客体の名称の一部に、「LOG」と社会通念上同一と認められる「Log」「log」が数多く使用されるとともに、丸太で構成される建物等に関するものであることを表示するために、「Log」が他の単語と組み合わさって使用されていたといえることができる。

(4) 「ログ」の使用状況

ア 本件商標との相違

「LOG」は、通常の欧文字の読み方に基づけば、「エルオオジイ」、「ログ」と称呼されるものである。したがって、本件役務の需要者又は取引者は、「LOG」から比較的容易に「ログ」を想起するものというべきである。

イ 役務の主体を表示するものとしての使用

証拠（甲19、28～30、34、40、41、44～46、61～66、167、168、170、171、175、181、183、184、186～189、190、193、196、266、268）によれば、本件商標の査定日以前において、丸太で構成される建物等の設計・建築・販売をする会社が、自社を紹介するため、下記のとおり、その名称の一部に、「ログ」を使用していたことが認められる。

記

ノースランド・ログホームズ、MYログ工房、ウチダ・ログ・ビルディング、スクウェア ログ ホームズ、ノーザンライトログホームズ、ログ工房とつとの森株式会社、ログ飯綱、信州ログアーツ、アックスログホームズ、ログクラフト事業協同組合、小田森林ログハウジング、カントリーフィールドログホームズ、蜂の巣ログハウジング、ログ工房 EL CAMPO、ログキャビン剣、ハートランド・ログ、ディー・ファー・ログホーム三都建設、香取ログ、アイビーログ工房、大建ログハウス住宅事業部、ディア・ログホームズ、日田ログハウジング協同組合、長野ログハウス建築設計、ベスト・ログ研究所、ログラフ、ウエスタンログホーム、ケンジーログ工房、ログハウスK2、ログキャビン・ヨールマー、ハーブ&ログ スオミ、ログ・トラスト、ハンドメイドログワークス、グループログ、白川ログハウス、春野ログホーム、BCログホーム、ログ工房ノーム、パシフィックログホームズ、キートス ログハウス事業部、B・アラン・マッキー・スクール・オブ・ログビルディング、カモノセ ログ、ベストログ研究所、国際ログビルダーズ協会、ハルナログ工房、七山ログ研究会

ウ 役務の客体を表示するものとしての使用

証拠（甲69、98の1、109、115の2、121の2、123、16

5, 170, 189, 243の4, 244の1)によれば, 本件商標の査定日以前において, 下記のとおり, 丸太で構成される建物等からなる宿泊施設・ブランド・施設の名称の一部に, 「ログ」が使用されていたことが認められる。

記

ニセコ・フリージアログヴィレッジ, 道のログ宿 木こりん, ペンション&ログコテージあるむ, ログコテージ エポック, コテージイン ログキャビン, ログペンション 秋岡屋, ログの宿たか木, ログ ベアー, 信玄ログ, ログロード代官山

エ 複合語としての使用

証拠(甲13, 14, 156~196, 198~200, 202~206, 209, 211, 213~216, 222, 233, 261, 263, 265~267, 275)によれば, 本件商標の査定日以前において, 下記のとおり, 丸太で構成される建物等に関するものであることを表示するために, 「ログ」が他の言語と組み合わせさせて, 使用されていたことが認められる。

記

ログホーム, ログハウス, ログ小屋, ログキャビン, ログコテージ, ログバンガロー, ログホテル, ログオフィス, ログ風ガレージ, テーマパーク風ログ, 高床式ログ, ログメーカー, ログ施工会社, ログ会社, ログビルディング, ログビルダー, ログスクール, ログビルディングスクール, ログ業界, ログ事業, ログ原産国, 輸入ログ, カナディアンログ, フィンランドログ, アメリカンログ, エストニアログ, 中国ログ, ログ材, ログ形状, 角ログ, 角型ログ, スクエアログ, 丸ログ, 八角ログ, D型ログ, タイコ型ログ, 楕円ログ, 角集成ログ, 板ログ, ログ面, フィラーログ, 中空ログ, パワーログ, ログシェル, ログ壁, ログウォール, ログ壁量, ログ調パネル, 土台ログ, ラミネートログ, ノンセントリングログ, ハンドカットログ, マシンカットログ, ハンドメイドログ, ファインカット・ログ, Fログ, ログサイズ, ログ組み, ログ積み, ログエンド, ログキット, BSログオイル, ログ間, 断熱ログ, 桧ログ, ログ風, ログ幅, ログ木口, ログカウンター, ログ手摺, ログ階段, ログ框, ログジョイント, ログワーク, シルログ, ハーフログ, キャップログ, コードログ, プレートログ, 丸太ログ, トラスログ, ログワークテクニク, ログアート, ログ搬入, ログ工法, 注文ログ, 格安ログ, 高級ログ, 新築ログ, リゾート・ログ, 低価格ログ, Newログ, オールドログ, ミニログ, ミニチュアログ, ログサイト, ログ専科, ログ建築, ダブデイル・ログ, ログヤード, ログ実績, ミニログ, 住宅ログ, ログ住宅, ログ棟, 総ログ, ログ建設, ログ造り, フルログ, ログ工場, ログ生活, ログライフ, ログプラン, ログファン, ログ通, ログオーナー, ログマガ, ログ暮らし, ログ日記, エコログ, 海ログ, 山ログ, ログ談義, ログ好き, アマチュア・ログ, 自作派ログ, アンチログ, ログフリーク

オ 以上によれば, 本件役務に関する分野では, 本件商標の査定日以前において, 役務の提供の用に供する物の内容について, それが丸太で構成される建物

等であることを表示するために、その役務の主体や客体の名称の一部に、「LOG」から比較的容易に想起される「ログ」が数多く使用されるとともに、丸太で構成される建物等に関するものであることを表示するために、「ログ」が他の単語と組み合わせられて数多く使用されていたとすることができる。

(5) 需要者又は取引者の認識

以上のとおり、本件役務に関する分野では、本件商標の査定日以前において、役務の提供の用に供する物の内容について、それが丸太で構成される建物又は丸太風の壁材で構成される建物であることを表示するために、その役務の主体や客体の名称の一部に、「LOG」や、「LOG」と社会通念上同一と認められる「Log」及び「log」並びに「LOG」から比較的容易に想起される「ログ」が数多く使用されるとともに、丸太で構成される建物等に関するものであることを表示するために、「LOG」、「Log」、「log」及び「ログ」が他の単語と組み合わせられて又は単独で、数多く使用されていたものである。

そうすると、本件商標の査定時において、「LOG」は、本件役務の提供の用に供する建物の種別について、ログハウス、ログキャビンなどの丸太で構成される建物又は丸太風の壁材で構成される建物という一定の内容であることを、本件役務の需要者又は取引者に明らかに認識させるものということができる。

したがって、本件商標は、その査定時において、本件役務の需要者又は取引者によって、本件役務の質又は提供の用に供する物を表示するものであろうと一般に認識され得るというべきである。

(6) 被告の主張について

ア 使用時期

被告は、本件商標の使用状況を示すインターネットサイトや雑誌等（甲17～155、197、201、210、212、217～221、223、224、227～232、254、269～274）は、本件商標の査定日より後に作成等されたものである、又はその作成等の時期が明らかでない旨主張する。

しかし、前記(2)ないし(4)において認定に供した証拠（インターネットサイト、雑誌等）は、いずれも本件商標の査定日以前に作成されたもの又は本件商標の査定日以前の事実について記載されたものであり、これら証拠の記載によれば、前記(2)ないし(4)で認定した各事実を認めることができる。

イ 「LOG」の意義

(ア) 被告は、一般に、また本件役務の分野においても、「LOG」は、造語ないし多義語として実際に使用されているなどと主張する。

(イ) まず、英単語の「LOG」の辞書的な意味は、「丸太」のほかにも、「記録」、「航海日誌」、「対数」、「計測器」、「コンピュータの利用状況や通信の記録」などがあると認められ（甲3～12、乙2・3）、近年で

は「コンピュータの利用状況や通信の記録」に関連することを示す複合語として「ログイン」、「ログアウト」、「過去ログ」などの用語が一般的であることは、当裁判所に顕著である。

しかし、本件役務とは無関係な分野における「LOG」の意義や使用状況は、「LOG」が、本件役務の需要者又は取引者に、本件役務によって提供される建物の種別について一定の内容を認識させるか否かという認定・判断に影響を与えるものではない。

(ウ) また、本件役務に関する分野において、①建物のブランド名につき、計測器という意義で「LOG」と表示する例(乙5)、②建物賃貸関連会社が、丸太で構成される建物等とは無関係な自社の活動内容を紹介するために「ieログ」と表示する例(乙19)、③丸太とは無関係に建築建材を紹介するインターネットサイトの名称につき「Arch-LOG」と表示する例(乙20)、④丸太で構成される建物等とは無関係な建物の適性評価に関する業務を行う会社が、自社を紹介するために「建てログ」と表示する例(乙21)、⑤丸太で構成される建物等とは無関係な不動産会社が、自社を紹介するために「福岡ログ不動産」と表示する例(乙22)が認められる。なお、これらの他に、本件役務に関する分野において、「LOG」、「ログ」などが、丸太で構成される建物等とは異なる内容であることを示すために使用されている事実を認めるに足りる証拠はない。

もっとも、前記①及び②について、本件商標の査定時にも当該表示がされていたかについて明らかではない。この点をおくとしても、本件役務に関する分野において、「LOG」、「ログ」などが、丸太で構成される建物等とは異なる内容であることを示すために使用されている事実はわずかに上記の5例にすぎないのに対し、前記(2)ないし(4)で認定したとおり、丸太で構成される建物等という一定の内容を示すために使用されている事実は極めて多数に及ぶ。そうすると、前記①ないし⑤の事実は、「LOG」が、本件役務によって提供される建物の種別について、丸太で構成される建物等という一定の内容を示しているであろうという、需要者又は取引者の認識に異なる認識を与えるものではないというべきである。

(エ) したがって、一般に、また本件役務の分野において、「LOG」が造語ないし多義語として実際に使用されているとの被告の前記主張は、結論に影響するものではない。

ウ 「丸太」を想起する過程

被告は、「LOG」が「丸太」の意味を認識させるのは、「ハウス」といった特定の言葉と結合し、あるいは関連付けられた場合のみであり、「LOG」から「丸太」の意味が一義的に想起されるものではないなどと主張する。

しかし、本件役務の提供の用に供する物は建物それ自体であり、かつ、前記(2)ないし(4)で認定したとおり、本件役務の分野において、「LOG」、「ログ」などが、丸太で構成される建物等と関連付けられて使用されている事実は

多数に及ぶものである。そうすると、「LOG」が建物に関する単語と結合し、又は建物に関連付けられているか否かにかかわらず、「LOG」自体が、本件役務によって提供される建物の種別について、丸太で構成される建物等という一定の内容を示しているであろうと需要者又は取引者に明らかに認識させるというべきである。たとえ、「LOG」が、建物に関する単語と結合し、又は建物に関連付けられることで、丸太で構成される建物等を想起させることがあったとしても、「LOG」のみからも、本件役務によって提供される建物の種別について、本件役務の需要者又は取引者に一定の内容を想起させるものである。

したがって、「LOG」から「丸太」の意味が一義的に想起されないなどの被告の前記主張は、結論に影響するものではない。

(7) 小括

このように、本件商標の査定時において、「LOG」は、本件役務の提供の用に供する建物の種別について、ログハウス、ログキャビンなどの丸太で構成される建物又は丸太風の壁材で構成される建物という一定の内容であることを、本件役務の需要者又は取引者に明らかに認識させるものということができる。したがって、本件商標は、その査定時において、本件役務の需要者又は取引者によって、本件役務の質又は提供の用に供する物を表示するものでありと一般に認識され得る。

よって、「LOG」は本件役務の質又は提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示するものというべきであるから、「LOG」のみからなる本件商標は、本件役務との関係において、商標法3条1項3号に該当するものと認められる。

以上のとおり、取消事由1は理由がある。

2 結論

以上によれば、その余の取消事由について判断するまでもなく、本件審決は取り消されるべきものであるから、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 「ログ」と発声する商標「LOG」が、指定役務第36類・第37類の範囲において登録されているとは筆者は知らなかったが、特許庁審査官においては、平成28年5月18日出願時には「ログハウス」という名称についての知識はなかったようである。

筆者が週末に必ず行く山小屋と称している家は、フィンランド国から輸入した厚い木材で建築した平屋のログハウスであり、小山の森林の中に立っていて、下方の道路からは殆ど目立たないのである。

本件で、原告（審判請求人）が登録無効審判請求をしたのは、被告が登録していた第36類と第37類に係る役務のうち、「ログハウス」に密接に係る役務についてだけである。

特許庁審判部においては、本件商標は法3条1項3号及び4条1項16号に

は該当しないとの理由による審決であった。

2. これに対する裁判所においては、多くの証拠を背景に、「本件商標の査定時において、「LOG」は本件役務の提供の用に供する建物の種別について、ログハウス、ログキャビンなどの丸太で構成される建物又は丸太風の壁材で構成される建物という一定の内容であることを、本件役務の需要者又は取引者に明らかに認識させるものということができる」と説示し、本件商標はその査定時において、本件役務の需要者又は取引者によって、本件役務の質又は提供の用に供する物を表示するものであろうと、一般に認識され得るといふべきである、と判示したのである。

その結果、「LOG」のみからなる本件商標は、本件役務との関係において、商標法3条1項3号に該当するものと認められ、取消事由1は理由があると説示されたのである。妥当であると思う。

[牛木 理一]

〔本件登録商標〕

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】平成28年11月22日 (2016. 11. 22)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5890540号 (T5890540)
(151) 【登録日】平成28年10月21日 (2016. 10. 21)
(541) 【登録商標 (標準文字)】LOG
(500) 【商品及び役務の区分の数】2
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第36類 預金の受入れ (債券の発行により代える場合を含む。) 及び定期積金の受入れ, 資金の貸付け及び手形の割引, 内国為替取引, 債務の保証及び手形の引受け, 有価証券の貸付け, 金銭債権の取得及び譲渡, 有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり, 両替, 金融先物取引の受託, 金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け, 債券の募集の受託, 外国為替取引, 信用状に関する業務, 信用購入あっせん, 生命保険契約の締結の媒介, 生命保険の引受け, 損害保険契約の締結の代理, 損害保険に係る損害の査定, 損害保険の引受け, 保険料率の算出, 建物の管理, 建物の貸借の代理又は媒介, 建物の貸与, 建物の売買, 建物の売買の代理又は媒介, 建物又は土地の鑑定評価, 土地の管理, 土地の貸借の代理又は媒介, 土地の貸与, 土地の売買, 土地の売買の代理又は媒介, 建物又は土地の情報の提供, 税務に関するコンサルティング (ただし「税務相談, 税務代理」を除く。)

第37類 建設工事, 建築工事に関する助言, 建築設備の運転・点検・整備, 暖冷房装置の修理又は保守, バーナーの修理又は保守, ボイラーの修理又は保守, ポンプの修理又は保守, 冷凍機械器具の修理又は保守, 照明用器具の修理又は保守, 家具の修理

【国際分類第10版】

- (210) 【出願番号】商願2016-53966 (T2016-53966)
(220) 【出願日】平成28年5月18日 (2016. 5. 18)
(732) 【商標権者】

【識別番号】513162480

【氏名又は名称】株式会社9GATES

【住所又は居所】東京都中央区銀座一丁目19番7号

(740) 【代理人】

【識別番号】240000327

【氏名又は名称】弁護士法人クレオ国際法律特許事務所

【法区分】平成23年改正

【審査官】堀内 真一

(561) 【称呼 (参考情報)】ログ、エルオオジイ

【検索用文字商標 (参考情報)】LOG

【類似群コード (参考情報)】

第36類 36A01、36C01、36D01、36E01、36J01

第37類 37A01、37A02、37A03、37D05、37D12、37E01